

所得税・町県民税の申告は役場「本庁舎」と「西庁舎」

申告期間 平成28年2月16日（火）～平成28年3月15日（火）

申告会場は役場本庁舎と西庁舎

今年も所得税・町県民税の申告の時期になりました。これまでは集会所等で申告を受け付けてきましたが、今年より役場「本庁舎」と「西庁舎」の2会場で行うこととなりました。

それにより次の点が改善されます。

●対象地域や日時の指定がないため、期間中いつでも申告が可能となります

（ただし土日祝日は除く）

●受付時間が拡充されます

●申告に必要な公的証明書の交付や確認が即時可能となります

●税務係が不在になることがありませんので、各種手続きやお問い合わせの対応ができます

申告が必要な方

平成28年1月1日現在、津野町に在住で、次のいずれかに該当する方は、必ず申告を行ってください。

- 農業・営業・不動産・譲渡・配当・一時所得などがある方で確定申告が済んでいない方
 - 給与の年末調整が済んでいて、給与以外の所得がある方
 - 医療費控除や扶養控除、社会保険料控除等の控除の追加がある方
- 平成27年中に所得が無かった方でも、**国**

民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険に加入している方は、町県民税の申告が必要です。申告されなかった場合は、保険税額等に影響があります。

※確定申告をした方、給与収入で年末調整が済んでいる方、年金収入だけの方で源泉徴収票が届いている方は原則申告の必要はありません。

この他にも申告が不要な場合がありますので、分からない場合は住民福祉課税務係までお問い合わせください。

申告に必要なもの

- 印鑑
- 源泉徴収票の原票
- 事業所得（農業・営業・不動産等）がある方は、根拠となる帳簿や領収書など
- ※帳簿が未整理の場合は受付できない場合がありますのでご注意ください。
- 医療費控除を受ける方は領収書
- ※予防接種は医療費控除の対象にはなりません。また、高額療養費や入院給付金などで補てんされた金額は医療費控除から差し引かれます。
- 障害者控除を受ける方は対象者の障害者手帳
- 一般生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料の控除を受ける方は払込証明書等
- その他、申告に伴う根拠資料

個人事業者の消費税及び地方消費税

確定申告の必要な方は、平成25年中の課税売上高が1000万円を超える事業者および課税事業者を選択した事業者です。

なお、平成25年分の課税売上高が1000万円を超えた事業者は、平成27年分の課税売上高が1000万円以下であっても確定申告が必要です。

消費税及び地方消費税の申告期間

平成28年3月31日（木）

申告相談期間と会場

●期間

平成28年2月16日（火）から
平成28年3月15日（火）まで

午前8時30分～午後5時15分

※土日祝日は除く

●会場

本庁舎2階 第一会議室
西庁舎1階 ホール

「ご協力について」

申告会場の混雑を避けるため、葉山地域の方は本庁舎、東津野地域の方は西庁舎での申告にご協力をお願いします。

津野町住民福祉課 税務係
本庁 55・2314
西庁 62・2313